

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長より、「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」、別紙のとおり通達がありました。

本通達は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、稼働しない事業用自動車を抹消登録せずに保有されているバス、タクシー事業者が多数いる状況を踏まえ、旅客自動車運送事業者が保有する事業用自動車の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととされたものでありますので、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく願い致します。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 管轄する地方運輸支局輸送担当部門へ該当する車両の登録番号等、休車期間及び休車開始時の総走行距離を記載したリストを提出する。
- (2) 休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。

2. 注意事項

届出後、休車期間を変更することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸局に変更したリストを提出することとする。なお、リストの変更が未手続の状態、事業用自動車の稼働が確認されたときは、道路運送法第31条に基づく所要の措置を執る場合がある。

3. 本取扱いの適用期間

令和2年6月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。

担当:業務部 稲田・松浦
TEL: 03-3216-4014
Mail: matsuura@bus.or.jp